

伊万里有田共立病院夜間看護補助者派遣業務仕様書

伊万里有田共立病院

令和8年4月

1. 履行場所

〒849-4193

佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860 番地

伊万里有田共立病院

一般病棟 4 病棟（2 階東病棟、2 階西病棟、3 階東病棟、3 階西病棟）

2. 目的

看護助手業務を一部分割専門化し派遣業務とすることで、看護助手業務全体の作業効率化とともに、患者サービス充実と質的向上を図る。また、夜間看護補助者の派遣によって安定的に労働者を確保することで夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合することを目的とする。

3. 当院の履行規模

稼働病床数 204 床（一般のみ）

4. 契約期間、業務時間、配置数

（1）契約期間

令和 8 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 3 1 日

（2）業務時間

月曜日から金曜日 16 時 30 分～23 時 00 分まで（6 時間）休憩 30 分

（3）配置数

8～9 名（一般病棟の各病棟に 2 名配置、代替 1 名）

5. 休日

初期：土曜日、日曜日、祝日

シフト制に移行した場合、土日祝の勤務も可能

6. 時間外勤務

あり

※36 協定（労使協定）に準じる

7. 業務範囲

（1）業務内容 以下の①～⑬の業務について配置病棟の業務スケジュールに応じて行う

① メッセージャー

- ・ 各種物品を目的地に届ける

- ・ 不足している検体容器を取りに行く
- ・ 不要になった物品を病棟の倉庫へ片付けに行く
- ・ 入院患者の荷物を守衛室に取りに行く

② 移送介助

- ・ 目的地に患者を移送、または案内する（各種検査室・各科外来・手術室・病棟・各種放射線撮影室・リハビリテーション室）
- ・ 看護師とともにベッドやストレッチャーに乗っている患者を目的地に移送する
- ・ 車いすで患者を移送する
- ・ 付き添いで患者を案内する

③ 夕食準備

- ・ 配茶を実施する（患者からの希望による給茶・給湯を含む）
- ・ 配膳を実施する
- ・ 看護師とともに患者の体位調整を行い、必要な患者の食事のセッティングを行う

④ 食事の見守りと食事介助

- ・ 食事中の患者の見守りを行う
- ・ 食器の蓋開けや醤油などの袋開けなどを手伝う
- ・ 患者の食事介助を実施する
※このケアについては、看護師からの技術指導により実践可能レベルの場合で、夜勤看護師より依頼があった場合のみ行う

⑤ イブニングケア

- ・ 口腔ケア用の必要物品を準備する（歯ブラシ・ガーグルベース・水等）
- ・ 口腔ケア、洗面、顔の清拭を実施する
- ・ 入れ歯を洗浄する
- ・ 片付けを行う

⑥ 下膳

- ・ 下膳を実施する
- ・ 退膳車は 19 時に指定場所へ配車する
※19 時以降に食事が終了した患者の下膳は、エレベーター前のワゴンに残飯とごみを分けて破棄し、食器を片付ける
※トレイにゴミ、紙類、私物がないか確認しながら下膳する

⑦ 認知症・せん妄患者の対応

- ・ 患者のそばについて、患者と一緒に行動する
- ・ 患者が危険な行動をとった場合は、看護師に速やかに報告する
※看護師から説明された患者個々の留意点に注意する

- ⑧ 退院ベッドの片付け・ベッドメイキング
 - ・ ベッドのシーツ類の交換を実施する
 - ・ リネン類の整理を実施する
 - ・ 安全対策機器や吸引物品、酸素流量計の片づけ、準備
- ⑨ 環境整備
 - ・ 各部屋の環境整備を実施する（浴室・汚物室・病室・スタッフステーション）
 - ・ ゴミ出し
 - ・ ハザードボックスを交換する
- ⑩ ケアの準備と実施
 - ・ 清潔ケアの準備を行う（清拭タオル、食後のおしぼり、エプロン、ガーグルベース）
 - ・ 患者の清拭・おむつ交換を看護師とともに実施する
 - ・ 汚染したリネンおよび病衣交換を看護師とともに実施する
- ⑪ 汚物で汚染した尿器便器等の消毒および乾燥
 - ・ 病室を回り、尿器やポータブルトイレに排泄物が入っている場合は破棄、交換する
 - ・ 尿器、便器、ポータブルトイレの洗浄および乾燥を実施する
- ⑫ 機器の清掃
 - ・ 使用した機器の片付け、清掃を実施する
 - ・ 使用したワゴンなどの清掃を実施する
 - ・ ガーグルベース、点滴用トレイ、経管栄養物品、吸入物品の洗浄、消毒、乾燥を行う
- ⑬ その他看護助手業務
 - ・ アイスノン等の交換
 - ・ ナースコール・電話対応

(2) 業務の作業手順

別紙 業務内容の通り

※なお、各病棟の個別業務については、各病棟責任者等と調整のうえ行うこと。

8. 安全及び衛生管理

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、病院の特殊性を鑑み、入院患者に供する看護助手業務の趣旨を認識のうえ、事故防止及び衛生管理に万全を期するとともに、従事者の健康管理に努めること。
- (2) 乙は、従事者または同居人が感染症にかかった場合及びその疑いがあると判断

したときは業務に従事させてはならないこと。

- (3) 乙は、派遣業務が治療行為としての一環であることを従事者に十分に理解させたうえで、常に被服、頭皮、頭髪、手指、爪等の清潔保持に留意すること。
- (4) 従事者は、就業前、用便後、休憩休息後にその都度手指の洗浄、消毒を行うこと。
- (5) 従事者は、出勤時、退勤時に健康チェックを行い、体調不良時は自己申告を行うこと。
- (6) 従事者は、病院で定められた感染防止対策に遵守すること。

9. 基本事項

- (1) 乙は従事者名簿をあらかじめ派遣先（以下「甲」という。）に提出すること。また、変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 乙は業務履行にあたり業務責任者を定め、甲の管理責任者との連絡窓口として、業務及び人員を把握し、乙の従事者の適切な業務施行を積極的に支援すること。
- (3) 甲は、業務従事者に、甲の業務技術員と同じ制服と名札を貸与すること。
- (4) 乙は、従事者に言語・行動等には十分留意し、患者・職員等に不快感を与えないようにさせること。
- (5) 乙は、従事者に年1回以上の健康診断を受けさせるとともに、当該業務に必要な感染症検査等を実施すること。また、従事者に対し、甲が必要とする抗体価検査（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎）及びワクチン接種を推奨すること。なお、上記の記録は当院の求めに応じて提出すること。
- (6) 従事者は、業務に関係のない場所には立ち入らないようにすること。
- (7) 従事者は、業務者を変更する場合等において、業務に支障をきさないように引き継ぎに万全を期すこと。
- (8) 乙は、従事者の服務規律の維持に責任を負うこと。
- (9) 乙及び従事者は、院内秩序の保持に努めなければならない。
- (10) 乙は、甲が主催する会議、感染対策研修会、医療安全研修会への参加及び運営上の協力をすること。
- (11) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ解決に当たるものとする。

10. 教育・指導支援

- (1) 甲は、乙が派遣する従事者の配置から従事者が適切に業務内容を行うことができるよう、実地研修を行うこと。
- (2) 本派遣契約開始当初については、上記（1）を令和8年6月1日に実施する

こと。

- (3) 実地研修時間のうち概ね1/3程度を看護部の組織図と看護補助者の役割、感染予防対策、接遇、個人情報保護に関する研修とすること。
- (4) 契約期間満了時、競争入札等において請負先が他の業者に決定した場合、契約満了までの間、信義則にのっとり誠実に契約を履行すること。また、次期請負者と引き継ぎを行い、業務に支障がないよう万全を期すること。

1 1. 費用負担

- (1) 業務遂行上必要とする光熱水費、事務用品等は甲の負担とする。
- (2) 従事者の更衣室ロッカー、通勤のための交通費は甲の負担とする。
- (3) 従事者の募集及び採用に係る費用については、乙の負担とする。
- (4) 受注業者決定日から契約日の前日までを準備期間とし、準備期間に生じる費用については、乙の負担とする。

1 2. 契約金額

- (1) 契約金額は単価契約とし、就業1時間当たりの金額とする。
時間外の勤務が生じた場合の割増率については、残業時25%、休日出勤時25%、法定休日出勤時35%とする。

1 3. その他仕様に関する重要事項

- (1) 乙は、派遣期間中に派遣労働者を変更する場合には、30日前までに甲に通知し、指揮命令者の希望により後任者との業務引継期間を1日以上設けること。また、派遣労働者がやむを得ない事情により急遽辞職する場合においても直ちに当院に通知し、派遣期間に空白を生じることなく労働者を派遣すること。
- (2) 派遣労働者は、事前に当院にて作成する勤務表に従って勤務すること。ただし、乙は、派遣労働者が休暇等の理由により、勤務しない日が判明したときは、事前に甲に通知すること。
また、相当期間勤務しない日がある場合については、当院と協議のうえ、当該派遣労働者に替わる別の労働者を派遣すること。
- (3) 乙の都合により夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合しなくなったことで甲に不利益が発生した場合は、その賠償責任について、甲、乙で協議することとする。